

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第13条

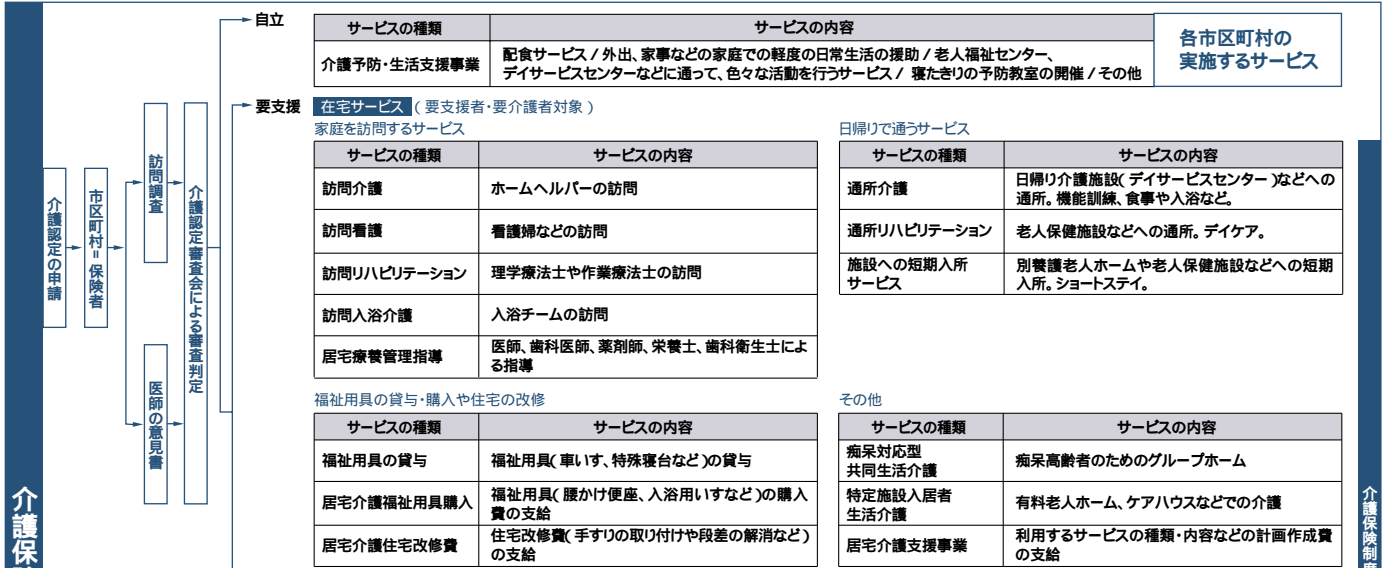
憲法第25条

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

福祉国家の理念実現

福祉に関するわが国の法律

社会福祉事業法、社会福祉・医療事業団法
<児童>児童福祉法、母子及び寡婦福祉法 <障害者>身体障害者福祉法、知的障害者福祉法 <高齢者>老人福祉法、老人保健法
成年後見法
介護 = 介護保険法 + 介護労働者雇用管理改善法



介護保険制度

介護保険制度によるサービス

在宅サービスとは

在宅サービスは、原則、都道府県知事の指定を受けた指定居宅サービス事業者が行う。要件は、申請者が法人であること 人員の基準を満たすこと 設備・運営の基準に従い適正な運営ができることである。また、認定審査会の意見に配慮したサービスの提供も求められる。適正な運営が不可能になった場合、都道府県知事に虚偽の報告を行った場合など、指定を取り消される。/法人格が不要な在宅サービスとして、病院・診療所

が行う居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、薬局による居宅療養管理指導がある。/また、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与については、基準該当居宅サービス(指定居宅サービスの要件を満たしていない事業者が、一定の水準を満たす提供を行うとして、そのサービスを保険給付の対象と認められること)が行われている。

制度開始日
平成12年4月1日
加入者
第1号被保険者 65歳以上
第2号被保険者 40~64歳
サービス対象者
65歳以上の要支援・介護状態者
40~64歳の老化に伴う15種類の病気が原因で介護が必要な場合
利用料
費用の1割負担のほか食費を負担

要介護 (1~5)

施設サービス (要介護者のみ対象) 参考: 東京都資料

施設サービス	内容	実施者	根拠法令
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	常時介護が必要であり家庭での生活が困難な場合に入所	老人福祉法第10条において市区町村、社会福祉法人に限られている	老人福祉法
老人保健施設 (介護老人保健施設)	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所	介護保険法第94条において地方自治体、医療法人、社会福祉法人に限られている	介護保険法
介護職員が手厚く配置された病院 など(介護療養型医療施設)	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院(平成14年度末まで介護力強化病院も対象)	介護保険法第107条において療養病床等を有する病院又は診療所に限られている	医療法

・療養病床 ・老人性痴呆疾患療養病床

主な福祉資格 所管省庁・厚生労働省

資格名	業務	根拠法令
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険制度における居宅サービス計画、施設サービス計画の作成に関する業務	介護保険法
社会福祉士	専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談、助言、指導その他の援助業務	社会福祉士及び介護福祉士法
介護福祉士	専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対する入浴、排泄、食事その他の介護並びにその者及びその介護者に対する介護指導	社会福祉士及び介護福祉士法
ホームヘルパー	ねたきり老人等身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人等に対し、身体介護サービス等を提供する業務	ホームヘルパー養成研修事業の実施について(平成7.7.31社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
社会保険労務士	労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成する業務等	社会保険労務士法
義肢装具士	医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行う業務	義肢装具士法
理学療法士(PT)	医師の指示の下に理学療法を行う業務	理学療法士及び作業療法士法
作業療法士(OT)	医師の指示の下に作業療法を行う業務	理学療法士及び作業療法士法
福祉用具専門相談員	福祉用具とは身体機能の低下した高齢者や障害者の介護負担の軽減、事故・病気の防止に活用される。この福祉用具の選定の援助、取付け、調整などを行う業務	福祉用具貸与事業者は2名以上置くことが介護保険法に盛り込まれている
福祉住環境コーディネーター	高齢者や障害者に対して住みやすい住環境を提案する。医療・福祉・建築について体系的で幅広い知識を身につけ、各種の専門家との連携によるクライアントに適切な住宅改修プランを作成する。福祉用具や諸施策情報などについてもアドバイスを行う。(東京商工会議所による実施)	